大規模開発条例の手続の流れ（概要版）

大規模開発条例に関する手続きには必要に応じて行われる事前の相談の外に大きく分けて3つの手続きがあります。

開発構想書の提示

事業者は最初に開発事業を行う市町村に開発事業構想書を提示し、開発事業の受け入れの可否について検討してもらう。

市町村が受け入れ可能と判断した場合に限り県で提示を受け付ける

開発事業構想書を県に提示

審　　査

審査結果の通知及び指導

開発事業構想書の提示の内容

開発事業構想の提示は、次の内容を明らかにして行って下さい。
①事業者名（法人登記事項証明書等を添付）②開発事業名称③目的④位置⑤区域⑥規模・地区別面積（位置、区域、規模等は図面により明らかにして下さい。）

指導要領に基づく手続き

開発事業区域内の地権者同意を９０％以上取得

事前協議

大規模開発条例に基づく手続き

- 大規模土地開発計画協議書提出
- 群馬県土地利用対策会議による審査
- 事業者への審査結果通知及び事業者からの回答
- 大規模土地開発事業審議会
- 知事の意見表明

開発事業区域内の用地取得

承認

大規模開発事業に基づく手続き

- 大規模土地開発事業承認申請書提出
- 群馬県土地利用対策会議による審査
- 事業者への審査結果通知及び事業者からの回答
- 承　　認

個別法令に基づく許認可等が必要な場合

個別法令での許認可等

開　発　事　業　に　着　手